

不登校児童生徒がフリースクール等民間施設において指導を受ける場合に関するガイドライン

登別市教育委員会

登別市立学校に在籍する不登校児童生徒が適応指導教室以外のフリースクール等民間施設（以下「民間施設」という。）において指導を受ける場合、当該児童生徒（以下「児童生徒」という。）が在籍する学校が、その学習状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要である。

また、学校が把握した民間施設での学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、児童生徒の学習の評価を適切に行い、指導要録に記入し、評価の結果を児童生徒や保護者へ伝えることは、児童生徒の学習意欲の向上につながり、自立を支援する上で意義が大きい。

このほか、民間施設で指導が行われる際、児童生徒の安心・安全が確保されるとともに、個々に応じた適切な指導計画に基づいた学習内容であることが大変重要である。

このため、下記のとおり「不登校児童生徒がフリースクール等民間施設において指導を受ける場合に関するガイドライン」を設けるものとする。

なお、このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価し、活動を保証するものではない。

記

1 民間施設について

(1) 実施主体について

- ① 法人、個人は問わないが、実施者が児童生徒に対する指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- ② 教育理念、指導方針を明確にしていること。

(2) 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 児童生徒に対する指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料等が明確にされ、保護者に情報提供がなされていること。

(3) 指導の在り方について

- ① 児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう適切な支援が行われていること。
- ② 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為を行わず、児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい指導が行われていること。
- ③ 一人ひとりの状況に応じた適切な指導の形態や体制をとっていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒を受け入れる際、保護者及び児童生徒と面接を行い、同意の下、個々に応じた適切な指導計画を立てていること。

(4) 指導スタッフについて

- ① 指導スタッフは、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあっていること。

(5) 施設・設備について

学習室や面談室など、活動に必要な施設・設備を有していること。

(6) 学校・教育委員会と施設の連携について

児童生徒への指導経過や学習状況が記録されたものを、学校の通知表作成等の資料として、定期的に学校へ提出できる体制が整っていること。また、学校や市教育委員会から求めがあった場合には、速やかに適切な情報提供を行うこと。

(7) 家庭との関係について

民間施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭と民間施設との間に十分な連携・協力関係が保たれること。また、家庭から求めがあった場合には、速やかに適切な情報提供を行うこと。

(8) 情報の取扱について

指導上、知り得た個人情報の適切な管理がなされていること。

(9) その他

本ガイドラインは、必要に応じて適宜見直しを行っていくこととする。

2 出席扱いの考え方とその要件について

(1) 出席扱いの考え方

民間施設で指導を受け、社会的な自立に向けて懸命に努力を続けている児童生徒を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、以下の要件を満たす場合、校長は指導要録上「出席扱い」とすることができる。

(2) 「出席扱い」の要件

- ① 保護者と民間施設、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 民間施設における指導が個々の児童生徒にとって適切であること。なお、校長が、当ガイドラインをもとに教育委員会と十分に連携し判断すること。
- ③ 民間施設に継続的・定期的に通所して指導を受ける場合を前提とすること。

3 民間施設回答票の提出について

当ガイドライン(上記1「民間施設について」、上記2「出席扱いの考え方とその要件について」)の要件を満たした民間施設が、教育委員会に「【別紙1】フリースクール等民間施設回答票」を提出した際には、希望により市教育委員会ウェブサイトへ掲載することとする。

また、指導の在り方や指導スタッフ等の変更など、提出した記載内容に変更があった場合、速やかに【別紙1】を再提出すること。

なお、掲載した場合において、市教育委員会が当該民間施設を推奨しているものではないことに留意すること。